

事例番号:290222

## 原因分析報告書要約版

産科医療補償制度  
原因分析委員会第四部会

### 1. 事例の概要

#### 1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

#### 2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

#### 3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 38 週 6 日

0:30 陣痛発来、破水のため入院

#### 4) 分娩経過

妊娠 38 週 6 日

0:39- 胎児心拍数陣痛凶上、基線細変動は減少、早発一過性徐脈を繰り返し認める

1:29- 胎児心拍数陣痛凶上、基線細変動を認める時間帯あり

6:04 頃- 胎児心拍数 50-100 拍/分台の徐脈

7:00 胎児機能不全の診断で帝王切開により児娩出

胎児付属物所見 羊水量ほとんどなし

#### 5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:38 週 6 日

(2) 出生時体重:2536g

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 6.714、PCO<sub>2</sub> >130.0mmHg、PO<sub>2</sub> 11mmHg

HCO<sub>3</sub><sup>-</sup> 不明、BE 不明

(4) アプガースコア:生後 1 分 0 点、生後 5 分 3 点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バッグ・マスク)、気管挿管

(6) 診断等:

出生当日 重症新生児仮死、新生児脳虚血

(7) 頭部画像所見:

生後 6 日 頭部 MRI で大脳基底核・視床に信号異常

**6) 診療体制等に関する情報**

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 3 名

看護スタッフ:助産師 2 名、看護師 6 名、准看護師 1 名

**2. 脳性麻痺発症の原因**

(1) 脳性麻痺発症の原因は、入院前から生じていて分娩経過中に重篤化した胎児低酸素・酸血症であると考ええる。

(2) 胎児低酸素・酸血症の原因を解明することは困難であるが、臍帯圧迫による臍帯血流障害の可能性を否定できない。胎児低酸素・酸血症は、陣痛の負荷が重なったことにより重篤化した可能性がある。

(3) 胎児は、妊娠 38 週 6 日の入院時点で既に低酸素・酸血症の状態にあり、その状態が持続したのち一時的な回復を認めるものの、6 時 04 分頃以降出生時まで低酸素・酸血症が急激に進行したと考える。

**3. 臨床経過に関する医学的評価**

**1) 妊娠経過**

妊娠中の管理は一般的である。

**2) 分娩経過**

(1) 妊娠 38 週 6 日陣痛発来および破水のため入院した際の対応(分娩監視装置装着、内診、抗菌薬投与)は一般的である。

(2) 妊娠 38 週 6 日 0 時 39 分からの胎児心拍数陣痛図について、0 時 50 分の看護スタッフの対応(基線細変動少なめ、胎児心拍数注意と判断したが医師へ報告せず経過観察)は一般的ではない。

(3) 妊娠 38 週 6 日 6 時 04 分頃以降胎児心拍数が徐脈となった際の看護スタッフの

対応(体位変換後も胎児心拍数が回復しない時点で医師へ報告せず 6 時 20 分に医師へ連絡)は一般的ではない。

- (4) 6 時 25 分に投与されたリトドリン塩酸塩注射液の投与目的について、診療録に記載がないことは一般的ではない。
- (5) 6 時 25 分に胎児機能不全の診断で帝王切開を決定したこと、および帝王切開決定から 35 分後に児を娩出したことは一般的である。

### 3) 新生児経過

- (1) 新生児蘇生(直ちにバッグ・マスクによる人工呼吸、生後 1 分に気管挿管)は医学的妥当性がある。
- (2) 高次医療機関 NICU へ搬送したことは一般的である。

## 4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

### 1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

- (1) 「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2014」を確認し、胎児心拍数波形レベル分類に沿った対応と処置を行うことが望まれる。
- (2) 妊産婦に対する炭酸水素ナトリウム注射液の使用を控えることが望まれる。

【解説】妊産婦に炭酸水素ナトリウム注射液を投与することによる胎児低酸素への効果に関する根拠はなく、母体への影響のみが残る可能性がある。

- (3) 胎盤病理組織学検査を実施することが望まれる。

【解説】胎盤の病理組織学検査は、重症の新生児仮死が認められた場合には、その原因の解明に寄与する可能性がある。

- (4) 分娩経過中に子宮収縮抑制薬を投与する際は、その適応や投与目的について診療録に記載することが望まれる。

### 2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

なし。

### 3) わが国における産科医療について検討すべき事項

- (1) 学会・職能団体に対して

なし。

(2) 国・地方自治体に対して  
なし。